

エンタープライズ利用規約  
(サーバライセンスパック)

## 第1条 (目的)

このエンタープライズ利用規約 (以下「本規約」といいます) は、株式会社ヌーラボ (以下「ヌーラボ」といいます) が提供する以下のエンタープライズ版ソフトウェア (以下「本ソフトウェア」といいます) を、お客様がヌーラボからライセンスを受けてお客様のサーバにインストールして使用するにあたり、その使用条件等を定めることを目的とします。

- ①. プロジェクト管理ツール「Backlog」
- ②. ビジュアルコラボレーションツール「Cacoo」
- ③. その他ヌーラボがエンタープライズ版としてリリースするソフトウェア

## 第2条 (使用許諾契約の申込み・成立)

1. お客様は、本規約の内容を承諾したうえで、ヌーラボ所定の方法により本ソフトウェアの使用を申し込むことができます。
2. 前項の申込みと同時に、お客様とヌーラボとの間で、本規約の内容により本ソフトウェアの使用許諾契約が成立するものとします。

## 第3条 (使用許諾)

ヌーラボは、お客様が本規約に定める条件を遵守することを条件として、本規約に定める内容により、本ソフトウェアを日本国内 (ただし、お客様が日本国外に所在する等の理由によりヌーラボが特に認める場合は、ヌーラボが認める国・地域) で非独占的に使用する権利をお客様に許諾します。

## 第4条 (ライセンス認証キー)

1. ヌーラボは、第2条の定めにより本ソフトウェアの使用許諾契約が成立したお客様に本ソフトウェアを使用するために必要なライセンス番号及び認証コード (以下併せて「ライセンス認証キー」といいます) を付与します。
2. お客様は、ライセンス認証キーを使用して、ヌーラボ所定の方法により、お客様のサーバに本ソフトウェアをインストールすることができます。
3. お客様はライセンス認証キーを厳重に管理するものとし、第三者に開示、譲渡、又は貸与してはならないものとします。
4. 第三者によりライセンス認証キーが使用された場合、原因の如何を問わず、ヌーラボは一切責任を負わないものとします。

## 第5条 (本ソフトウェアの使用範囲)

1. 本ソフトウェアは、お客様が本ソフトウェアの使用申込時に定めたお客様の特定の組織（以下「特定組織」といいます）における特定の利用者（以下「特定利用者」といいます）に限り使用することができるものとします。特定利用者が、異動等により、特定組織に属しないこととなった場合には、以後、当該特定利用者は本ソフトウェアを使用することはできないものとします。また、お客様の組織変更等により特定組織の全部又は一部が同一性なく改組された場合には、以後、特定組織と同一性が認められない組織の所属者は、本ソフトウェアを使用することはできないものとします。
2. お客様は、ヌーラボ所定の方法により、前項の定めに基づき本ソフトウェアを使用できなくなった特定利用者の頭数の範囲に限り、特定組織の所属者で特定利用者でない者を本ソフトウェアの利用者として定めることができるものとし、この場合当該利用者は特定利用者とみなすものとします。また、この場合、追加のライセンス料は発生しないものとします。
3. お客様は、特定組織における特定利用者以外の者に本ソフトウェアを使用させようとするときは、事前にヌーラボに通知の上、ヌーラボ所定の方法により、追加のライセンス料を支払うものとします。追加のライセンス料の支払い方法は、第7条第2項の定めを準用します。
4. お客様は、特定組織以外の組織に属する者に本ソフトウェアを使用させようとするときは、別途第2条第1項に定めるところにより本ソフトウェアの使用を申し込むものとします。
5. お客様が第3項の通知を怠り、特定組織における特定利用者以外の者が本ソフトウェアを使用していることが判明した場合、お客様は追加のライセンス料の2倍の金額をヌーラボの請求後直ちに支払うものとします。また、お客様が前項に定める申込みをなさずに、特定組織以外の組織に属する者が本ソフトウェアを使用していることが判明した場合、お客様は第4項の申込みをしたと仮定した場合に生ずるライセンス料の2倍の金額をヌーラボの請求後直ちに支払うものとします。

## 第6条（期間）

1. 本ソフトウェアの使用期間は別途ヌーラボが定める期間とし、当該期間の始期及び終期の日付については別途ヌーラボがお客様に通知する日付とします。
2. お客様はヌーラボ所定の方法により更新の手続をとることで、使用期間の更新をすることができます。更新の期間、ライセンス料及びその他の条件は、ヌーラボが別途定めるものとします。

## 第7条（ライセンス料）

1. 本ソフトウェアの使用に係るライセンス料は、別途ヌーラボが定める料金体系によるものとします。

2. お客様は、前項のライセンス料を本ソフトウェアの使用申込日の翌月末日までに、ヌーラボが別途指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料はお客様のご負担とします。
3. ヌーラボは、お客様の承諾なく、ライセンス料の料金体系の変更を行うことができるものとします。変更後の料金体系は、新規の申込時及び使用期間の更新時に適用されるものとします。
4. お客様からヌーラボに支払われたライセンス料その他一切の費用（第5条第5項に定める支払いを含みます）は、いかなる理由といえども返還しないものとします。

### 第8条（権利の帰属）

お客様は、本ソフトウェアの所有権、著作権等の知的財産権その他本ソフトウェアに係る一切の権利はヌーラボが保持することを確認します。また、ヌーラボが本規約又は本ソフトウェアの使用許諾契約により本ソフトウェアの所有権、著作権等の知的財産権その他本ソフトウェアに係る一切の権利についてその全部又は一部をお客様に譲渡するものではないことを確認します。

### 第9条（禁止事項）

本規約に別途定めるもののほか、お客様が本ソフトウェアについて以下の各号の行為を行うことを禁止します。

- ①. 本ソフトウェアの複製及び複製物並びに本ソフトウェアの媒体（ただし、ヌーラボの承認する物を除く）の第三者への譲渡・貸与・再使用許諾その他の処分
- ②. 本ソフトウェアの改変・結合・リバースエンジニアリング（逆アセンブル等）・解析等。ただし、法律の定めるところにより、ヌーラボの承諾を得ることなく適法に実施できる場合に、その限度で実施する場合は除きます。

### 第10条（保証の範囲）

1. お客様は自らの責任において本ソフトウェアを選択し、その使用効果を判断するものとします。ヌーラボは、本条に定めるもの以外には、本ソフトウェアに関して一切の保証責任及び瑕疵担保責任を負わないものとします。
2. ヌーラボは、本ソフトウェアに関してお客様に生じた逸失利益、特別事情による損害、本ソフトウェア以外のソフトウェア・データ・ハードウェア等に生じた損害については一切の責任を負わないものとします。ヌーラボがお客様に損害賠償責任を負う場合には、賠償額の上限はお客様との使用許諾契約に係るライセンス料の1年分相当額とします。
3. 本ソフトウェアの使用に当たり、お客様あるいはお客様と第三者間で発生した問題につき、お客様は自己の責任と費用において当該問題を解決しなければならず、ヌーラボ

は一切の責任を負わないものとします。

#### **第11条（サポートサービス）**

1. ヌーラボは、ヌーラボ所定の方法により、使用期間の初日を起算日としてヌーラボが別途定める期間（以下「サポート有効期間」といいます）に限り、ヌーラボが定める以下のサポートサービスを無償で提供します。なお、サポート有効期間は、お客様とヌーラボとの本ソフトウェアの使用許諾契約ごとに定められるものとします。
  - ①. 不具合対応、機能改善を含むバージョンアップ版の提供
  - ②. メールサポート（オペレーションに関する問い合わせ）
2. お客様がヌーラボが別途定めるサポートライセンスを購入した場合、サポート有効期間はヌーラボが別途定める期間延長されるものとします。

#### **第12条（お客様情報の提供）**

1. お客様は、本ソフトウェアの使用申込時にヌーラボ所定のお客様情報をヌーラボに提供するほか、ヌーラボがお客様情報の提供を求めたときは速やかにこれに応じ、ヌーラボ所定の方法により、お客様情報を提供するものとします。
2. お客様がヌーラボに届け出た事項に変更が生じた場合、お客様は、速やかにヌーラボ所定の方法により、ヌーラボに届け出るものとします。
3. 前項の届出が行われなかった（届出が遅滞し又は不正確であった場合を含みます。）ことにより、ヌーラボからの連絡、通知、請求等がお客様に到達せず又は遅延するなどした結果、お客様に損害が生じても、ヌーラボは何らの責任も負わないものとします。

#### **第13条（使用停止）**

お客様について以下の各号のいずれかの事由があるとヌーラボが判断したときは、ヌーラボはお客様の本ソフトウェアの使用を停止することができます。この場合、お客様に損害が生じても、ヌーラボは一切責任を負わないものとします。

- ①. お客様の本ソフトウェアの申込み内容に虚偽又は不正確な点があった場合
- ②. お客様がライセンス認証キーを第三者に開示、譲渡、又は貸与したとき
- ③. ライセンス料を本規約に定める期限までに支払わなかったとき
- ④. 第9条の禁止行為を行ったとき
- ⑤. その他本規約に定めるお客様の義務に違反したとき

#### **第14条（使用許諾契約の有効期間）**

1. お客様とヌーラボとの本ソフトウェアの使用許諾契約は、使用期間の満了、解除その他の理由により使用許諾契約が終了するときまでその効力を有するものとします。
2. お客様とヌーラボとの本ソフトウェアの使用許諾契約が終了した場合、お客様は、以後

お客様が使用許諾を受けていた本ソフトウェアを使用することができず、本ソフトウェア及びその複製物並びに記録媒体を直ちに消去又は廃棄しなければならないものとします。

#### **第15条（使用許諾契約の解除）**

お客様が第13条の各号のいずれかに該当するとヌーラボが判断したときは、ヌーラボは何らの催告を要することなくお客様との間の本ソフトウェアの使用許諾契約及びお客様と間のその他の契約（違反があった契約に限られません）の全部又は一部を解除することができるものとします。

#### **第16条（守秘義務）**

1. お客様とヌーラボは、相手方が、機密情報であることを事前に明示して、又は、開示後14日以内に別途書面で当該情報が機密情報であることを明示して開示した相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本ソフトウェアの使用許諾契約の遂行のためのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。ただし、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して機密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、本条と同等以上の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って機密情報をそれらの者に対し開示することができるものとします。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しないものとします。
  - ①. 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
  - ②. 開示を受けた際、既に公知となっている情報
  - ③. 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - ④. 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
  - ⑤. 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
3. 本条の定めは、本ソフトウェアの使用許諾契約終了後3年間有効に存続するものとします。

#### **第17条（反社会的勢力の排除）**

1. お客様とヌーラボは、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
  - ⑥. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」）ではないこと。
  - ⑦. 反社会的勢力と自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損

害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係又は反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力しもしくは関与している関係を有しておらず、将来にわたっても関係を持たないこと。

- ⑧. 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為等を行わないこと。
2. お客様又はヌーラボが、前項の確約に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せず、本ソフトウェア使用許諾契約及びその他のお客様とヌーラボとの間の契約の全部又は一部を解約することができるものとします。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。
3. お客様が第1項の確約に違反したときは、ヌーラボは、前項に定めるほか、お客様の今後一切のヌーラボが提供する一切のサービスの利用停止、お客様のアカウントの抹消を行うことができるものとします。この場合、前項の定めを準用するものとします。

#### **第18条（内容の変更）**

本規約については、法令の変更・改正、又はヌーラボの事情によってヌーラボがいつでも変更することができるものとします。

#### **第19条（権利義務譲渡の禁止）**

お客様は、ヌーラボの事前の書面による承諾がなければ、本規約又は本ソフトウェアの使用許諾契約上の地位並びに本規約又は本ソフトウェアの使用許諾契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

#### **第20条（言語）**

本規約は日本語と英文で作成されるものとします。日本語と英文の間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語を優先するものとします。

#### **第21条（存続条項）**

本規約のいずれかの部分が無効である場合も、本規約のその他の部分は有効性には影響がないものとします。

#### **第22条（準拠法）**

本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

### 第23条（合意管轄）

本規約及び本ソフトウェアの使用許諾契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

2007年6月4日 制定・施行

2018年2月20日 一部改定・施行